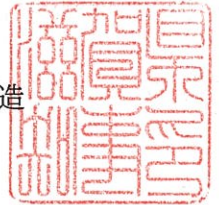




滋 広 政 第 172 号
令和6年(2024年)7月31日

淡海の川づくり検討委員会
(滋賀県河川整備計画検討委員会)
委員長 里深 好文 様

滋賀県知事 三日月 大造



「淀川水系湖東圏域河川整備計画（変更原案）」について（諮問）

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）第2条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

諮問事項

- ・淀川水系湖東圏域河川整備計画（変更原案）

令和6年(2024年)9月6日

滋賀県知事 三日月 大造 様

淡海の川づくり検討委員会
(滋賀県河川整備計画検討委員会)
委員長 里深 好文

淀川水系湖東圏域河川整備計画（変更原案）について（答申）

令和6年7月31日付け滋広政第172号で諮問のあった標記について、別紙のとおり答申します。

「淀川水系湖東圏域河川整備計画（変更原案）」に関する答申

淀川水系湖東圏域河川整備計画（変更原案）について、下記の項目に留意の上、必要な手続きを進められたい。

記

1. 芹川の気候変動を踏まえた対策について、引き続き、行政は住民とともに検討されたい。
2. 平田川について、調節池の候補地を早期に検討されたい。
3. 現状での生物多様性を踏まえ、それぞれの河川内での多自然川づくりを重点的に行う区間とそうではない区間について、検討されたい。
4. 水害リスクの高い地域について、土地利用の管理状況に留意されたい。
5. 工事前後の生物相の変化について、確認することを検討されたい。
6. 他河川の状況を参考にしながら、土砂流出等への対応について、検討されたい。